

枕崎市地域猫活動推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、枕崎市内で活動する地域猫活動団体に対し、予算の範囲内で枕崎市地域猫活動推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫に起因する地域問題の減少を図り、猫の適正な飼養を推進し、もって動物の愛護及び管理に関する意識の高揚に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、枕崎市補助金等交付規則（平成3年枕崎市規則第16号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域猫活動団体

ア 飼い主のいない猫に対するTNR活動（トラップ＝捕獲）（ニューター＝不妊去勢）（リターン＝元の場所に戻す）を実施すること。

イ 活動団体の人数は原則2名以上とするが、管理する地域の状況や生息する猫の数を考慮し、適正に活動を行うことができる人数であること。

ウ 活動団体には、名称があり、代表者が設けられていること。

エ 地域猫活動の趣旨に沿った活動をすること。

オ 地域住民に理解が得られており、飼養管理を行う場所が確保できていること。

(2) 不妊去勢手術 獣医師が実施する次に掲げる手術（手術を開始した後に当該手術が不要であることが判明した場合は、手術を終了するまでの処置を含む。）であって、識別処置を伴うものをいう。

ア 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術

イ 雄猫の精巣を摘出する手術

(3) 獣医師 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設に属する獣医師をいう。

(4) 識別処置 不妊去勢手術を実施したことが恒久的に識別できるよう、獣医師が不妊去勢手術をした猫の片耳に切り込みを入れる処置その他市長が適当と認める処置をいう。

(5) マイクロチップ 猫及び猫の飼い主の情報が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録された機器をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、地域猫活動団体が飼い主のいない猫に対して実施する不妊去勢手術経費及び飼養管理経費であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 不妊去勢手術を実施する前に、当該猫に飼い主の住所、氏名又は連絡先が分かるものが装着（マイクロチップの挿入を含む。）されていないことを確認していること。

(2) 不妊去勢手術を実施する前に、当該猫が主に生息する地域に居住する者（第7条に規定する申請者と同一の住所を有する者を除く。以下「地域住民」という。）のうち2人以上の者が、当該猫に飼い主がいないことを確認していること。

(3) 不妊去勢手術を実施する前に、地域住民に当該猫の不妊去勢手術について適切な周知を行っていること。

(4) 飼養管理については、地域住民の理解と合意のもと飼い主のいない猫に不妊去勢手

術を行った上で、餌のやり方やふん尿などの清掃等に関するルールを定め、一代限りの命を全うするまで地域内で飼養管理を行うこと。

(5) 営利を目的とした事業でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次項において「補助対象経費」という。）は、次の号に掲げる経費とする。

- (1) 不妊去勢手術経費（次条の不妊去勢手術済の目印をつける処置を含む。）
- (2) 飼養管理経費は、当該年度に前号の不妊去勢手術を行った猫を対象とした飼養管理経費（ペットフード、猫砂、猫トイレ、猫用食器、掃除用具等飼養管理に必要な消耗品に係る経費）

2 補助金の額は、不妊去勢手術経費（次条の不妊去勢手術済の識別処置を含む。）、飼養管理経費は要した費用の額とする。ただし、当該費用が次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該各号に定める額とする。

- (1) 不妊手術に要する経費 1件につき上限10,000円
- (2) 去勢手術に要する経費 1件につき上限 5,000円
- (3) 飼養管理経費 1団体あたり(年額)

当該年度に前項の不妊去勢手術を行った猫が2匹以下	上限2,000円
3匹以上4匹以下	上限4,000円
5匹以上6匹以下	上限6,000円
7匹以上8匹以下	上限8,000円
9匹以上	上限10,000円

(不妊去勢手術済の識別処置)

第5条 地域猫の耳には、不妊去勢手術済であることが外形的に判別できる識別処置をつけるものとする。

2 前項の識別処置の方法は、雄にあっては右耳の先端を、雌にあっては左耳の先端をV字型に切除することによるものとする。

(助成の制限)

第6条 この要綱による補助金は、他の補助金等の交付を受けている場合は交付しない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 計画書（様式第2号）
- (2) 飼い主のいない猫（地域猫）が主に生息する地域を示す図面
- (3) 不妊去勢手術を実施する猫の写真
- (4) 飼養管理経費に係る収支予算書（様式第3号）
- (5) 手術対象猫とその飼い主がいないことの証言（様式第4号）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

(変更等の届出等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容

その他申請に係る事項を変更しようとするときは、補助金変更申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽易な変更については、この限りでない。

2 前項の承認は、計画変更により事業費に変更を生じた場合は、補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知する。

3 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、廃止届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（事業の実施等）

第10条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して60日を経過する日又は当該決定通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業を実施しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して15日を経過する日又は交付決定の通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績書（様式第10号）
- (2) 不妊去勢手術を実施した後の猫の写真
- (3) 不妊去勢手術を実施した診療施設が発行する領収書の写し
- (4) 飼養管理経費に係る収支決算書（様式第11号）
- (5) 飼養管理経費に係る領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書（様式第13号）により市長に補助金の交付を請求し、市長は、これに基づき補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、所定の取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、助成した額の全部又は一部を返還させるものとする。

（調査等）

第16条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(令和6年4月1日から令和8年3月31日までの補助金の額の特例)

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、第4条第2項第1号中「10,000円」とあるのは「12,000円」、第2号中「5,000円」とあるのは「6,000円」と読み替える。
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。